

荒尾玉名地域における地域交通広域連携施策導入に向けた調査事業 業務委託に係る企画提案書募集要領

熊本県県北広域本部玉名地域振興局が実施する「荒尾玉名地域における地域交通広域連携施策導入に向けた調査事業業務委託」（以下「委託業務」という。）の委託候補者を選定する企画コンペを次のとおり実施する。

1 目 的

熊本県県北広域本部玉名地域振興局の管内は、荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町及び長洲町の2市4町で構成され、南北に貫く鉄道、九州自動車道による陸送、長洲港を拠点とした海送を中心に福岡都市圏や熊本都市圏等との交通利便性に優れた特徴を持っている。

その一方、管内に目を向けると、近距離移動に関しては、バス路線の廃止やダイヤの縮小などを背景に公共交通機関の利便性が低下し、持続可能な地域交通の確保が難しい現状がある。

このような状況を受け、市町等で導入している公共交通機関を補完する地域住民の足となり得るスクールバス等に着目し、それらの現状を地域全体として把握・共有し、課題を洗い出すことで、地域住民のニーズに即し、最適化された交通手段として機能することが求められている。

そこで、本業務では、地域の足となり得る交通資源に関する調査・分析に加え、地域住民やステークホルダーへのヒアリング等を実施することで、今後の持続可能な地域交通網の形成に向けた方策を整理するとともに、荒尾玉名地域の交通空白地を解消する新たな運輸手段の創出の一助となり、ひいては、地域交通の利便性向上に伴う定住促進に寄与することを目的とする。

2 委託する業務の内容

詳細は、別添「荒尾玉名地域における地域交通広域連携施策導入に向けた調査事業業務委託基本仕様書」のとおりとする。

また、委託業務終了後には業務完了報告書を作成し、県へ提出すること。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月6日（金）まで

4 委託費

(1) 委託上限費

3,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

(2) 対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（人件費、賃借料、資材費、サンプル費、通信費、旅費、広告費、謝金、一般管理費等）とする。

備品等の購入は対象外とし、リース又はレンタルにより調達すること。

なお、委託業務の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

5 企画コンペ参加資格

企画コンペに参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの。
- (2) 熊本県内に本社、支社又は営業所等の事業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (4) 熊本県の業務委託契約等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をされた者。

ウ 県から指名停止の処分を受けている者。

- (6) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者。
- (7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (8) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。

6 業務スケジュール（予定）

企画コンペエントリーシート提出期限	令和7年（2025年）7月2日（水）
企画提案書提出期限	令和7年（2025年）7月7日（月）
プレゼンテーション審査	令和7年（2025年）7月9日（水）
業務委託事業者の決定、内容協議	審査後速やかに
業務委託契約の締結	令和7年（2025年）7月下旬
委託契約終了	令和8年（2026年）3月6日（金）

7 応募手続きについて

企画コンペに参加を希望する者は、企画コンペエントリーシート（様式１）を提出した上で、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

(1) 提出に関すること

○ 企画コンペエントリーシート提出期限

令和 7 年（2025 年）7 月 2 日（水）午後 5 時必着

※ 消印有効ではないので注意すること。

＜提出書類＞ 企画コンペエントリーシート（様式 1）

※ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

＜提出方法＞ 郵送、電子メール又は持参

※ メール・郵送の場合は、送付後、必ずお電話をお願いします。

○ 企画提案書提出期限

令和 7 年（2025 年）7 月 7 日（月）午後 5 時必着

※ 消印有効ではないので注意すること。

＜提出書類＞

①企画提案書（様式 2）…正 1 部、副 4 部（押印不要）

②誓約書（様式 3）…1 部（押印不要）

③提出者の概要（会社概要等）がわかる資料 …1 部

④事業者の取組に関する申出書（様式 6）…1 部

＜提出方法＞ 郵送又は持参 ※郵送は、送付後、必ずお電話をお願いします。

(2) 応募全般に関するお問合せ先及び応募書類提出先

熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課 担当：沼尻

住 所 〒865-0016 玉名市岩崎1004-1

電 話 0968-74-2113

メールアドレス numajiri-s@pref.kumamoto.lg.jp

(3) 応募にかかる注意

ア 企画提案書（様式 2）は、A4 版横書きで記載すること。また、必要に応じて、絵、図を用いて分かりやすく記載すること。

イ 企画提案書は、クリップ止めとし、ホチキス止め、製本は行わないこと。

ウ 応募に要するすべての費用は、提案者の負担とする。

エ 提出書類は返却しない。

オ 提出された書類は、必要に応じ複写（玉名地域振興局内及び審査会での使用に限る。）することがある。

カ 提出された企画提案書等は、熊本県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、対象文書として開示することがある。

キ 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式4）を提出すること。

ク この応募に参加した者が、業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることになった場合は、審査対象としない、又は契約の締結を行わないことがある。

8 質問書の提出について

本企画コンペについて質問がある場合は、次により質問書（様式5）を提出すること。

※ 口頭による質問は受け付けない。質問がない場合は質問書の提出は不要。

- ・提出方法：電子メール（送付後、必ずお電話をお願いします。）
- ・提出先：numajiri-s@pref.kumamoto.lg.jp
- ・提出期限：令和7年（2025年）7月2日（水）午後5時まで
- ・質問に対する回答：提出期限後、必要に応じて、質問者を匿名としてすべてのエントリー者に電子メールで回答します。

9 委託候補者の選定等について

(1) 審査方法

ア 熊本県北広域本部玉名地域振興局内に審査会を設置する。

イ 提出された企画提案書の内容について、応募要件の適否等の書類審査を行う。

ウ 書類審査で応募要件を満たしていた者を対象に審査会を実施する。審査会では、企画提案者から提案内容等についてプレゼンテーションを行うこと。企画提案書提出事業者が5社以上の場合は、プレゼンテーション前に書類審査を行い、3社程度に絞り込むこととする。

エ プレゼンテーションの実施日は令和7年（2025年）7月9日（水）を予定。時間、場所等の詳細については、後日お知らせする。

(2) 審査基準

審査会では、次の表に示す審査基準に基づき、委託候補者と次点者を決定する。

（審査基準表）

	視 点
目的 (5点満点)	提案の企画内容は、目的に合っているか。
計画 (5点満点)	実現可能な手法、スケジュール等であるか。
事業費 (5点満点)	所要額について、適切な内容であるか。なお、予算の範囲内で経費の内訳が明確であるか。

実現性 (15 点満点) ※各 5 点	下記3項目の視点から、それぞれ評価する。
	①業務の遂行に必要な組織力、人員、技術を有していると判断できるか。
	②企画の内容は実現性があり、目的を達成するために、効果的に実施できる手法であるか。
	③本事業と同様の内容の受託実績があるか。
効果 (15 点満点) 各 5 点	下記3項目の視点から、企画をそれぞれ評価する。
	①交通資源・ニーズに関する調査は、管内のスクールバス等の交通資源が明らかになるようなものが提案されているか。
	②地域住民等へのアンケート調査については、地域住民等のニーズを把握できるような具体的な提案がされているか。
	③研修会・ワークショップについては、地域交通の現状や交通制度について、理解が深まるようなものであるか。また、地域交通が抱える課題の解消に向けた工夫も盛り込んでいるか。
事業者の取組 (5 点満点)	下記5項目の視点から、事業者の取組をそれぞれ評価する。
	①熊本県ブライツ企業の認定を受けているか。(1 点)
	②障がい者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。(1 点)
	③省エネルギー、エネルギーシフトの等の推進に配慮しているか。(全て満たして 1 点) ☐ 事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者であるか。 ☐ エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言RE Actionのいずれの認証等を受けているか。 ☐ 森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)があるか。
	④熊本県SDGs登録制度に登録しているか。(1 点)
	⑤パートナーシップ構築宣言の登録がされているか。(1 点)

(3) 結果通知 選考結果は、応募者全員に電子メール又は郵送で通知する。

(4) 契約方法

委託候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったときには、委託業者として決定し、契約を締結する。協議等が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と協議等を行うこととする。

(5) 契約保証金

契約に際しては、熊本県会計規則により契約金額の100分の10以上の契約

保証金を納めること。

ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

10 特記事項

- (1) 受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 個人情報の保護については十分な注意を図り、流出・損出が生じないようにすること。
- (3) 業務の実施にあたっては、県と綿密な連携を図ること。
- (4) 本業務により製作した作品等（電子データも含む。）の著作権及び使用権は、全て県に帰属する。また、製作物及び製作データについては、契約後に定める納期までに、県に納品すること。